

平成 14 年 12 月 13 日

財務大臣 塩川正十郎 殿

関税・外国為替等審議会会長

木村尚三郎

答 申 書

平成 13 年 1 月 23 日付財関第 39 号をもって諮問のあった関税率等の改正について、本審議会の意見を下記のとおり答申する。

記

平成 15 年度における関税率等の改正について、別紙のとおり行うことが適当である。

(別紙)

第1 特恵関税制度の改正

1. 特恵対象品目の拡大等

開発途上国、特にLDC(後発開発途上国)への一層の支援を図る観点から、以下のとおり、農水産品を中心とした特恵対象品目の拡大等(下記の別表1及び別表2により、LDC産品に対する無税無枠措置の拡大)を行う。

(1) LDC特恵無税の新規設定

別表1に掲げる品目についてLDC特恵無税を設定する。

(2) 一般特恵税率の新規設定

① 別表2に掲げる品目について一般特恵税率を設定する(LDCに対しては無税)。

② 別表3に掲げる現行LDC特恵対象品目について一般特恵税率を設定する。

(3) 一般特恵税率の引下げ等

別表4に掲げる現行一般特恵対象品目について一般特恵税率の引下げ又はシーリング枠の撤廃を行う。

2. 特恵適用除外措置の適用等

(1) スロヴェニアについて国別特恵適用除外措置を適用する。

(2) 特恵関税制度の趣旨に照らし、我が国市場において高い国際競争力を有する特恵受益国(地域を含む。以下同じ。)の産品について、より競争力の低い特恵受益国への特恵メリットの拡充を図り、また我が国の国内産業への影響にも配慮する観点から、国別・品目別特恵適用除外措置(関税暫定措置法第8条の2第2項)の適用基準を別記1のとおり定め、原則としてこの基準に則り適用する。

(3) なお、今後、有限天然資源の保護に配慮した特恵適用のあり方について、特恵関税制度の趣旨やWTO新ラウンドの進捗状況を勘案しつつ、検討を行うべきである。

3. 緊急特恵停止措置(関税暫定措置法第8条の3)の運用基準の明確化

緊急特恵停止措置(エスケープ・クローズ)の機動的な活用のため、同措置の運用基準を、別記2のとおり定める。

第2 個別品目の関税率等の改正

1. 加工再輸入減税制度（関税暫定措置法第8条）の対象となる輸入製品に革製履物の甲を、輸出原材料に革（完成革、裁断革）及び毛皮等を追加する。
2. 関税率法別表第2207.10号の1の(2)及び同号の2に掲げる物品並びに同表第2208.90号の1の(2)のA及び同号の1の(2)のBに掲げる物品のうち、酒類用原料アルコール製造用アルコール（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）については、関税割当制度の下で一次税率を暫定無税とする仕組みを改め、関税割当によらずに基本無税とする仕組みとする。
3. 関税率法別表第1212.99号の1に掲げるこんにゃく芋を携帯品等に対する簡易税率の適用除外品目に追加する。

第3 暫定税率等の適用期限の延長

1. 平成15年3月31日に適用期限の到来する関税暫定措置法別表第1及び第1の3に定める物品の暫定税率のうち、上記第2の2.に掲げるもの以外のものについて、その適用期限を平成16年3月31日まで延長する。
2. 平成15年3月31日に適用期限の到来する石油化学製品製造用揮発油等に係る関税の還付制度及び石油アスファルト等に係る関税の還付制度について、その適用期限を平成16年3月31日まで延長する。
3. 平成15年3月31日に適用期限の到来するウルグアイ・ラウンド合意に基づき関税化された農産品に係る数量基準及び価格基準による特別緊急関税制度、生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置並びに生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置について、その適用期限を平成16年3月31日まで延長する。

第4 知的財産権侵害物品に係る水際措置の強化

知的財産権侵害物品に係る水際措置の強化のため、育成者権侵害物品を輸入禁制品に追加する。また、特許権、意匠権等侵害物品に係る輸入差止申立制度等の水際措置について、今後速やかに検討し、遅くとも平成15年度中の制度の構築を目指す。

第5 通関の一層の効率化のための対応

1．総合保税地域の一層の活用のための見直し

総合保税地域制度の趣旨を踏まえつつ、総合保税地域の一層の活用を図るため、総合保税地域の管理主体に係る出資要件を一の地方公共団体等の出資比率が3%以上（現行10%以上）であることとするほか、地方公共団体自らが管理主体となることを可能とする。

2．簡易申告制度の見直し

貨物の指定要件である継続的輸入要件を、申告納税方式が適用される貨物について過去1年間に6回以上（現行24回以上）輸入の許可を受けている場合とする。また、特例申告を行う場合に毎月提供する担保額について、指定貨物を輸入しようとする月の属する年の前年において特例申告を行ったことがある場合は、当該前年において特例申告により納付した又は納付すべきことが確定した関税等の額を基準とした額と、その月において輸入する指定貨物について特例申告により納付する見込みの関税等の額とのいずれが多い方の額とする。

3．新たな物流形態に対応するための法令の整備

非居住者（本邦に住所又は居所を有しない個人や本邦に事務所等を有しない法人）が輸入（納税）申告等の税関手続を行う場合に、本邦においてその事務処理を行う者に係る規定を設けるほか、税関が発する書類の送達に係る規定を整備する。

4．海上貨物に係る到着即時輸入許可制度の導入

現在航空貨物について導入されている到着即時輸入許可制度を、通関情報処理システム（NACCS）の対応等を勘案しつつ、平成15年9月を目途として、海上貨物についても導入する。

5．その他

上記の対応のほか、近年の国際物流の効率化の要請を踏まえ、今後、通関手続等のIT化を一層推進するとともに、申告処理・体制を含む税関の業務処理のあり方についても検討することが適当である。

(別表 1)LDC特恵無税を設定する品目 (102品目 輸入統計品目ベース)

税 番	主 な 品 名	現 行 実行税率
0207.32-1 0207.35-1	あひるの肉及び食用のくず肉(脂肪質の肝臓以外のもの)(生鮮のもの、冷蔵したもの)	9.6%
0301.91-2	ます(養魚用の稚魚以外のもの)(生きているもの)	3.5%
0302.62	ハドック生鮮のもの、冷蔵したもの)	3.5%
0302.63	コールフィッシュ(生鮮のもの、冷蔵したもの)	3.5%
0302.65	さめ(生鮮のもの、冷蔵したもの)	2.5%
0302.70-1ex.	にしんの卵(生鮮のもの、冷蔵したもの)	5.6%
0303.72	ハドック(冷凍したもの)	3.5%
0303.73	コールフィッシュ(冷凍したもの)	3.5%
0303.78-2	ヘイク(ウロフキス属のもの)(冷凍したもの)	3.5%
0304.10-2- (2)ex.	さめ、バラクーダ、キングクリップ及びたいの魚肉(フィレを除く。)(生鮮のもの、冷蔵したもの)	2.5%, 2%
0304.20-2ex.	その他の魚のフィレ(冷凍したもの)	3.5%
0305.42	にしん(くん製したもの(フィレを含む。))	10%
0305.49ex.	たら(くん製したもの(フィレを含む。))	10%
0306.11 0306.12 0306.13	いせえびその他のいせえび科のえび、ロブスター並びにシュリンプ及びブロン(冷凍したもの)	1%
0306.21-1 0306.22-1 0306.23-1	いせえびその他のいせえび科のえび、ロブスター並びにシュリンプ及びブロン(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの)	1%
0307.59-2	たこ(乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたもの)	10%
0307.60-1 0307.60-2	かたつむりその他の巻貝(海棲のものを除く。)(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたもの)	7%, 10%
0307.99-2- (4)-A	はまぐり(塩蔵し又は塩水漬けたもの)	5.3%
0408.99	殻付きでない鳥卵(乾燥したもの以外のもの)	21.3%又は51円/kgのうちいずれか高い税率
0703.10-2	シャロット(生鮮のもの、冷蔵したもの)	3%
0703.90ex.	リーキその他のねぎ属のもの(ねぎ以外のもの)(生鮮のもの、冷蔵したもの)	3%
0704.10 0704.20 0704.90	キャベツ、カリフラワー、コールラビー、ケールその他これらに類するあぶらな属の食用の野菜(生鮮のもの、冷蔵したもの)	3%
0705.11 0705.19	レタス(生鮮のもの、冷蔵したもの)	3%
0706.10	にんじん及びかぶ(生鮮のもの、冷蔵したもの)	3%
0706.90ex.	サラダ用のビート、サルシファイ、セルリアク、大根その他これらに類する食用の根のうち、ごぼう以外のもの(生鮮のもの、冷蔵したもの)	3%
0707.00	きゅう及びガーキン(生鮮のもの、冷蔵したもの)	3%
0708.10 0708.20 0708.90	豆(生鮮のもの、冷蔵したもの)	3%
0709.20	アスパラガス(生鮮のもの、冷蔵したもの)	3%
0709.40	セルリー(セルリアクを除く。)(生鮮のもの、冷蔵したもの)	3%
0709.70	ほうれん草、つるな及びやまほうれん草(生鮮のもの、冷蔵したもの)	3%
0709.90-2ex.	かぼちゃ(生鮮のもの、冷蔵したもの)	3%
0811.90-1-(4) 0811.90-2- (3)ex.	桃及びなし(冷凍したもの)	7%

税番	主な品名	現行 実行税率
0813.10	あんず(乾燥したもの)	9%
0813.40-2ex.	その他の乾燥果実(サントレ、パパイヤ、ポポー、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ及びレイシ以外のもの並びに干しがき)	9%
1008.10-2	そば(薬品処理により専ら播種用に適するようにしたもの以外のもの)	9%
1104.23-1	加工したとうもろこし(例えば、殻を除き、真珠形にとり精し、薄く切り又は粗くひいたもの)のうち、コーンフレークの製造に使用するもの	16.2%
1104.30	穀物の胚芽(全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたもの)	17%
1210.10 1210.20	ホップ(生鮮のもの、乾燥したもの)及びブルピリン	4.3%, 3%
1211.20	おたねにんじん(生鮮のもの及び乾燥したもの)	4.3%
1302.14-1	除虫菊エキス	6%
1302.19-1-(1) 1302.19-1-(2)	植物性の液汁及びエキスのうち、飲料のもと(その他のもの)	10%, 16.5%
1302.19-2-(3)-A	植物性の液汁及びエキスのうち、飲料のもと以外でアルコール分が50%以上のもの(その他のもの)	6%
1302.31	寒天	112円/kg
1504.30-2	海棲哺乳動物の油脂及びその分別物(鯨油以外のもの)	3.5%
1505.00-2	ウールグリース及びこれから得た脂肪性物質(ウールグリース(粗のもの)以外のもの)	3%
1517.90-3	離型油	2.9%
1522.00-1	デグラス	4.5%
1702.20-1	かえで糖	20.80円/kg
1702.20-2	かえで糖水	17.5%又は13.50円/kgのうちいずれか高い税率
1702.90-4-(1)	ハイテストモラセス(グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、5-リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの)	3%
1703.10-1 1703.90-1	糖みつ(砂糖の抽出又は精製の際に生ずるもの)(グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、5-リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの)	3%
1904.10-3	穀物又は穀物産物を膨張させて又はいって得た調製食料品(その他のもの)	16.3%
1904.20-3	いってない穀物のフレークから得た調製食料品及びいってない穀物のフレークといたる穀物のフレーク又は膨張させた穀物との混合物から得た調製食料品(その他のもの)	16.3%
1904.90-4	その他の穀物調製食料品(その他のもの)	21.3%
1905.90-2	聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラート、シーリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品	6%
2008.19-2-(2)-D-(a)	いってないナットの調製品(無糖のもの)(パルプ状以外のもの)(カシューナット、アーモンド、マカダミアナット、ペカン、ココヤシの実、ブラジルナット、パラダイスナット、ヘーゼルナット及びぎんなん以外のもの)	5%
2008.70-1-(2)-A-(a) 2008.70-1-(2)-A-(b)	桃の調製品(加糖のもの)(パルプ状以外のもの)(気密容器入りもの)	6.7%, 8%
2008.92-1ex.	ミックスフルーツ、フルーツサラダ及びフルーツカクテル(加糖のもの)	6%

税番	主な品名	現行 実行税率
2009.31-2-(1)-A 2009.39-2-(1)-A	レモンジュース(砂糖を加えてないもので、しよ糖の含有量が全重量の10%以下のもの)	6%
2101.12-2-(2)-B	コーヒーをもととした調製品(無糖のもの)(3レクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%未満のもの)	15%
2101.20-2-(2)-B	茶又はマテをもととした調製品(無糖のもの)(3レクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%未満のもの)	15%
2103.30-2	マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード(小売用の容器入りにしたものの以外のも)	7.5%
2106.10-2-(2)-A	植物性たんぱく(無糖のもの)	10.6%
2106.10-2-(2)-B	たんぱく質濃縮物及び繊維状にしたたんぱく質系物質(無糖のもの)(その他のもの)	15%
2106.90-2-(2)-E-(a)-Ⅱ	ビタミンをもととした栄養補助食品(加糖のもの)	12.5%
2106.90-2-(2)-E-(b)-Ⅱ-Ⅱ	アルコールを含有しない飲料のもと(おたねにんじん又はそのエキスを含有するもの以外のも)(無糖のもの)	10%
2106.90-2-(2)-E-(b)-Ⅱ-Ⅰ	その他の調製食料品(第04.10項の物品のもの)(無糖のもの)	9%
2106.90-2-(2)-E-(b)-Ⅱ-Ⅰ	ビタミンをもととした栄養補助食品及び植物性たんぱくを加水分解したもの(無糖のもの)	12.5%
2106.90-2-(2)-E-(b)-Ⅱ-Ⅰ-Ⅱex.	その他の調製食料品(その他のもの)(無糖のもの)(ひじきその他の第1212.20号の物品以外のも)	15%
2309.10-1	犬用又は猫用の飼料(小売用にしたもの)(乳糖の含有量が全重量の10%以上のもの)	1キログラムにつき、59.50円に重量比による乳糖の含有率が10%を超える1%ごとに6円を加えた額
2309.90-2-(1)-B	その他の飼料用に供する種類の調製品(飼料に添加する以外のも)(乳糖の含有量が全重量の10%以上のもの)(ホワイティール用子牛の育成に使用するもの以外のも)	1キログラムにつき、52.50円に重量比による乳糖の含有率が10%を超える1%ごとに5.30円を加えた額
2309.90-2-(2)-B-(b)-Ⅱ-Ⅰ-Ⅱ	その他の飼料用に供する種類の調製品(飼料に添加するもの以外のも)(乳糖の含有量の合計が10%未満のもの)(粉状、ミール状、フレーク状、ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のもの(含有糖分をしよ糖として計算した重量が全重量の5%未満かつ遊離でん粉の含有量が全重量の20%未満のもので、粗たんぱく質の含有量が全重量の35%未満のものに限るものとし、政令で定める選別方法により分離できる碎米、米粉及び米のミールの含有量の合計が全重量の10%以上のものを除く。)(犬、猫その他の愛がん用又は鑑賞用の動物用のもの以外のも)	12.8%
2309.90-2-(2)-B-(b)-Ⅱ-Ⅱ	その他の飼料用に供する種類の調製品(その他のもの)	36円/kg

- (注)1.平成14年4月1日時点の輸入統計品目ベースで102品目にLDC特惠無税を設定する。
2.税番及び現行実行税率は平成14年4月1日時点のもの。
3.改正税率案としては、上記全品目についてLDCに対して特惠無税が適用されることとなる。
4.上記文言については、法技術的な観点から今後変更が有りうる。

(別表2)一般特惠税率(LDCに対しては無税)を設定する品目
(96品目 輸入統計品目ベース)

税番	主な品名	現行 実行税率	改正案
			特惠税率
0206.30-2-(1)	豚の食用の臓器(いのししのもの以外のもの)(生鮮のもの、冷蔵したもの)	8.5%	4.3%
0206.41-2	豚の食用の肝臓(いのししのもの以外のもの)(冷凍したもの)	8.5%	4.3%
0206.49-2-(1)	豚の食用の臓器(肝臓を除く)(いのししのもの以外のもの)(冷凍したもの)	8.5%	4.3%
0207.14-1	鶏の肝臓(冷凍したもの)	3%	無税
0207.24	七面鳥の肉(分割してないもの)(生鮮のもの、冷蔵したもの)	3%	無税
0207.25	七面鳥の肉(分割してないもの)(冷凍したもの)	3%	無税
0207.26	七面鳥の肉及び食用のくず肉(分割したもの)(生鮮のもの、冷蔵したもの)	3%	無税
0207.27-1	七面鳥の肝臓(冷凍したもの)	3%	無税
0207.27-2	七面鳥の肉及び食用のくず肉(分割したもので、肝臓を除く)(冷凍したもの)	3%	無税
0207.32-2	がちょう又はほろほろ鳥の肉(分割してないもの)(生鮮のもの、冷蔵したもの)	9.6%	4.8%
0207.33-1	あひるの肉(分割してないもの)(冷凍したもの)	9.6%	4.8%
0207.33-2	がちょう又はほろほろ鳥の肉(分割してないもの)(冷凍したもの)	9.6%	4.8%
0207.34	あひる、がちょう又はほろほろ鳥の脂肪質の肝臓(生鮮のもの、冷蔵したもの)	3%	無税
0207.35-2	がちょう又はほろほろ鳥の肉及び食用のくず肉(その他のもの)(生鮮のもの、冷蔵したもの)	9.6%	4.8%
0207.36-1	あひる、がちょう又はほろほろ鳥の肝臓(冷凍したもの)	3%	無税
0207.36-2-(1)	あひるの肉及び食用のくず肉(その他のもの)(冷凍したもの)	9.6%	4.8%
0207.36-2-(2)	がちょう又はほろほろ鳥の肉及び食用のくず肉(その他のもの)(冷凍したもの)	9.6%	4.8%
0209.00	家さんの脂肪及び豚の筋肉層のない脂肪(溶出その他の方法で抽出してないもので、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したもの)	6%	3%
0410.00-2	食用の動物性生産品(他の項に該当するものを除く)(あなつばめの巢以外のもの)	9%	4.5%
0701.10	種ばれいしょ(生鮮のもの、冷蔵したもの)	3%	無税
0705.21	ウィットレーフチコリー(生鮮のもの、冷蔵したもの)	3%	1.5%
0705.29	その他のチコリー(生鮮のもの、冷蔵したもの)	3%	1.5%
0709.10	アーティチョーク(生鮮のもの、冷蔵したもの)	3%	1.5%
0709.52	トコ(生鮮のもの、冷蔵したもの)	3%	無税
0711.20	オリーブ(一時的な保存に適する処理をしたもの)	9%	4.5%
0711.30	ケパー(一時的な保存に適する処理をしたもの)	9%	7.5%
0713.10-2-(1)	えんどう(播種用のもの(野菜栽培用のものに限る。))である旨が政令で定めるところにより証明されたもの(さやを除いたもの)(乾燥したもの)	6%	3%
0713.20-2	ひよこ豆(薬品処理により専ら播種用に適するようにしたもの以外のもの)(さやを除いたもの)(乾燥したもの)	8.5%	4.3%
0713.33-2-(1)	いんげん豆(播種用のもの(野菜栽培用のものに限る。))である旨が政令で定めるところにより証明されたもの(さやを除いたもの)(乾燥したもの)	6%	3%
0713.39-2-(1)	その他のさざげ属の豆又はいんげんまめ属の豆(播種用のもの(野菜栽培用のものに限る。))である旨が政令で定めるところにより証明されたもの(さやを除いたもの)(乾燥したもの)	6%	3%
0713.40-2	ひら豆(薬品処理により専ら播種用に適するようにしたもの以外のもの)(さやを除いたもの)(乾燥したもの)	8.5%	4.3%
0713.50-2-(1)	そら豆(播種用のもの(野菜栽培用のものに限る。))である旨が政令で定めるところにより証明されたもの(さやを除いたもの)(乾燥したもの)	6%	3%

税番	主な品名	現行 実行税率	改正案
			特惠税率
0713.90-2-(1)	その他の豆(播種用のもの(野菜栽培用のものに限る。)である旨が政令で定めるところにより証明されたもの)(さやを除いたもの)(乾燥したもの)	6%	3%
0802.90-3	ペカン(生鮮のもの、乾燥したもの)	4.5%	無税
0804.20ex.	いちじく(生鮮のもの)	6%	3%
0806.20	ぶどう(乾燥したもの)	1.2%	無税
0810.20	ラズベリー、ブラックベリー、桑の実及びローガンベリー(生鮮のもの)	6%	3%
0810.30	ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー(生鮮のもの)	6%	3%
0810.40	クランベリー、ビルベリーその他のバキニウム属の果実(生鮮のもの)	6%	3%
0811.20-1	ラズベリー、ブラックベリー、桑の実、ローガンベリー、ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー(冷凍したもの)(加糖のもの)	9.6%	4.8%
0811.20-2	ラズベリー、ブラックベリー、桑の実、ローガンベリー、ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー(冷凍したもの)(無糖のもの)	6%	3%
0811.90-1-(2)	ベリー(冷凍したもの)(加糖のもの)	9.6%	4.8%
0811.90-1-(3)	サワーチェリー(冷凍したもの)(加糖のもの)	13.8%	6.9%
0811.90-2-(3)ex.	ベリー(冷凍したもの)(無糖のもの)	6%	3%
0813.20	ブルーベリー(乾燥したもの)	2.4%	無税
0813.40-1	ベリー(乾燥したもの)	9%	4.5%
0813.50-1	この類のナッツ又は乾燥果実を混合したもの(ナッツ又は乾燥果実の単一成分の含有量が全重量の50%を超えるもの(くり、くるみ、ピスタチオナッツ、第0802.90号のナッツびんろ子及びマカダミアナッツを除く。)又は第0813.10号から第0813.40号までの乾燥果実のいずれかを含むものを除く。))	6%	3%
0813.50-2	この類のナッツ又は乾燥果実を混合したもの(その他のもの)	12%	6%
0814.00	かんきつ類の果皮及びメロン(すいかを含む。)の皮(生鮮のもの及び冷凍し、乾燥し又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたもの)	1.5%	無税
0903.00	マテ	12%	6%
0910.50	カレー	7.2%	3.6%
1002.00-2	ライ麦(薬品処理により専ら播種用に適するようにしたもの以外のもの)	4.2%	無税
1005.10-2	播種用のとうもろこし(薬品処理により専ら播種用に適するようにしたもの以外のもの)	9円/kg	4.5円/kg
1007.00-2ex.	グリーンソルガム(薬品処理により専ら播種用に適するようにしたもの以外のもの)(飼料用のもの以外のもの)	3%	無税
1008.90-2-(2)	その他の穀物(薬品処理により専ら播種用に適するようにしたもの以外のもの)(ライ小麦以外のもの)	3%	無税
1102.10	ライ麦粉	15%	7.5%
1103.19-5	ひき割り穀物及び穀物のミール(その他のもの)	17%	8.5%
1103.20-6	その他の穀物のペレット	17%	8.5%
1104.19-4	その他の穀物(ロールにかけ又はフレーク状にしたもの)(その他のもの)	17%	8.5%
1208.10	採油用の大豆の粉及びミール	4.2%	無税
1208.90	採油用の種又は果実の粉及びミール(大豆及びマスタードの粉及びミールを除く。)	4.2%	無税
1212.30	あんず、桃又はプラムの核及び仁	3%	無税
1212.99-2	チコリーの根	9%	4.5%
1212.99-4	主として食用に供するその他の果実の核及び仁その他の植物性生産品(その他のもの)	3%	無税
1401.90-2-(1)	くずのつる	3%	無税
1401.90-2-(2)	その他の主として組物に使用する植物性材料(その他のもの)	3%	無税
1404.90-3	水ごけ	3%	無税
1404.90-4ex.	その他の植物性生産品(その他のもの)(かしの葉及びさるといばらの葉以外のもの)	6%	3%

税番	主な品名	現行 実行税率	改正案
			特惠税率
1513.11	やし(コブラ)油(粗油)	4.5%又は5 円/kgのうち いずれか高 い税率	無税
1513.19	やし(コブラ)油及びその分別物(粗油以外のもの)	4.5%又は5 円/kgのうち いずれか高 い税率	無税
1513.21-1	パーム核油(粗油)	4%	無税
1513.29-1	パーム核油及びその分別物(粗油以外のもの)	4%	無税
1515.30	ひまし油及びその分別物	4.5%	無税
1702.11	乳糖及び乳糖水(無水乳糖として計算した乳糖の含有量が乾燥 状態において全重量の99%以上のもの)	8.5%	4.3%
1702.19	乳糖及び乳糖水(無水乳糖として計算した乳糖の含有量が乾燥 状態において全重量の99%未満のもの)	8.5%	4.3%
1902.40	ケースケース	24円/kg	12円/kg
2003.20-1	トフの調製品(気密容器入り)のもの(容器ともの1個の重量が10kg 以下)	9.6%	4.8%
2003.20-2	トフの調製品(気密容器入り)のもの(容器ともの1個の重量が10kg 以下)以外のもの)	10.5%	5.3%
2005.70-2	オリーブの調製品(気密容器入り)のもの(容器ともの1個の重量が 10kg以下)以外のもの(冷凍してないもの)	9%	4.5%
2008.19-1-(1)	ナットその他の種の調製品(パルプ状のもの)加糖のもの)	21%	10.5%
2008.19-1- (2)-Aex.	いったナット(カシューナットを除く)の調製品(パルプ状以外のもの))加糖のもの)	11%	5.5%
2008.19-2- (1)-Bex.	ナットの調製品(パルプ状のもの)(無糖のもの)(カシューナット マカダミアナット、ココヤシの実、ブラジルナット、パラダイスナット 及びヘーゼルナット以外のもの)	10%	5%
2008.19-2- (2)-Aex.	アーモンドといったものの調製品(パルプ状以外のもの)(無糖の もの)	5%	2.5%
2008.19-2- (2)-Bex.	ペカン(いったもの)の調製品(パルプ状以外のもの)(無糖のもの)	5%	2.5%
2008.99-2- (2)-A-(a)	バナナ、アボカドー及びブルーンの調製品(パルプ状のもの)(無 糖のもの)	15%	7.5%
2008.99-2- (2)-A-(b)ex.	マンゴー、グアバ及びマンゴスチン(パルプ状のもの)(無糖のも の)	15%	7.5%
2008.99-2- (2)-B-(a)	ブルーンの調製品(パルプ状以外のもの)(無糖のもの)	7.7%	3.9%
2008.99-2- (2)-B-(b)ex.	バナナ、アボカドー、マンゴー、グアバ及びマンゴスチンの調製 品(パルプ状以外のもの)(気密容器入り)のもの以外のもの)(無糖 のもの)	9.6%	4.8%
2008.99-2- (2)-B-(d)ex.	ドリアン、ランブータン、パッションフルーツ、レシ及びごれんし の調製品(パルプ状以外のもの)(無糖のもの)	10%	5%
2008.99-2- (2)-B-(d)ex.	爆裂種のとうもろこし(通常の気圧の下で加熱により爆裂するもの) の調製品(パルプ状以外のもの)(無糖のもの)	9%	4.5%
2103.90-2-(1)	インスタントカレーその他のカレー調製品	7.2%	3.6%
2103.90-2- (2)-A	その他の混合調味料(グルタミン酸ソーダを主成分とするもの)	9.6%	4.8%
2309.10-2- (2)-B-(b)	犬用又は猫用の飼料(小売用にしたもの)(その他のもの)	36円/kg	18円/kg

- (注) 1.平成14年4月1日時点の輸入統計品目ベースで96品目に一般特惠税率を設定する。
2.税番及び現行実行税率は平成14年4月1日時点のもの。
3.改正税率案としては、上記各特惠税率のほか、全品目についてLDCに対して特惠無税が適用されることとなる。
4.上記文言については、法技術的な観点から今後変更が有りうる。

(別表3) 現行LDC特恵対象品目について一般特恵税率を設定する品目
(23品目 輸入統計品目ベース)

税番	主な品名	現行	改正案
		実行税率	特恵税率
0802.11-2	スイートアーモンド(殻付きのもの)(生鮮のもの、乾燥したもの)	2.4%	無税
0802.12-2	スイートアーモンド(殻を除いたもの)(生鮮のもの、乾燥したもの)	2.4%	無税
0804.40ex.	アボカド(生鮮のもの)	3%	無税
0807.20	パパイヤ(生鮮のもの)	2%	無税
0811.90-1-(5)ex.	パパイヤ、ポポー、アボカド、グアバ、ドリアン、ピリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントレ、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシ(加糖のもの)(冷凍したもの)	12%	6%
0813.40-2ex.	パパイヤ、ポポー、ドリアン、ピリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ及びレイシ(乾燥したもの)	7.5%	3.8%
1521.90-2	昆虫ろみつろみ以外のもの	4.5%	無税
1602.20-2ex.	牛及び豚以外の動物の肝臓の調製品(気密容器入りもの)	6%	3%
1602.31-2-(2)	七面鳥の肉、くず肉及び血の調製品(牛又は豚のものを含むものを除き、腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片(単に水煮したものに限る。)以外のもの)	6%	3%
1602.90-2-(2)	その他の動物の肉、くず肉及び血の調製品(牛又は豚のものを含むものを除き、腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片(単に水煮したものに限る。)以外のもの)	6%	3%
1905.10	クリスブレッド	9%	4.5%
1905.40	ラスク、トーストパンその他これらに類する焼いた物品	9%	4.5%
2001.90-2-(1)	パパイヤ、ポポー、アボカド、グアバ、ドリアン、ピリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントレ、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ及びレイシ(食酢又は酢酸で調製又は保存に適する処理をしたもの)(無糖のもの)	6%	3%
2005.70-1	オリーブの調製品(気密容器入りもの(容器ともの1個の重量が10kg以下)) (冷凍してないもの)	5.4%	2.7%
2008.19-1-(2)-Aex.	カシューナットの調製品(パルプ状以外のもの)(加糖のもの)	11%	5.5%
2008.19-2-(1)-Bex.	カシューナット(いったもの)、マカダミアナット、ココヤシの実、ブラジルナット、パラダイスナット及びヘーゼルナットの調製品(パルプ状のもの)(無糖のもの)	10%	5%
2008.19-2-(2)-Aex.	マカダミアナット(いったものを除く。)の調製品(パルプ状以外のもの)(無糖のもの)	5%	2.5%
2008.50-2-(1)	あんずの調製品(パルプ状のもの)(無糖のもの)	12%	6%
2008.91	パームハートの調製品	15%	7.5%
2008.99-2-(2)-B-(b)ex.	バナナ、アボカド、マンゴー、グアバ及びマンゴスチンの調製品(パルプ状以外のもの)(気密容器入りもの)(無糖のもの)	9.6%	4.8%
2101.30	チョコレートその他のコーヒー代用物(いったもの)並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物	6%	3%
2102.20-1	酵母(不活性のもの)	3.8%	無税
5005.00-1	絹紡糸(小売用にしたものを除く。)	7.3%	無税

- (注) 1.平成14年4月1日時点の輸入統計品目ベースで既存のLDC特恵対象23品目に一般特恵税率を設定する。
2.税番及び現行実行税率は平成14年4月1日時点のもの。
3.現行税率及び改正税率のいずれにおいても、上記の全品目についてLDCに対しては特恵無税が適用されることとなる。
4.上記文言については、法技術的な観点から今後変更が有りうる。

(別表4) 現行一般特惠対象品目のうち一般特惠税率の引下げ等を行う品目
(67品目 輸入統計品目ベース)

税番	主な品名	現行		改正案
		実行税率	特惠税率	特惠税率
0802.90-2	マカダミアナット(生鮮のもの、乾燥したもの)	5%	3%	2.5%
0804.20ex.	いちじく(乾燥したもの)	6%	5%	3%
0811.90-2-(4)ex.	カムカム(無糖のもの)(冷凍したもの)	12%	3.6%	2%
0812.90-4-(3)ex.	パパイヤ、ポポー、アボカド、グアバ、ドリアン、ピリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシ(一時的な保存に適する処理をしたもの)	12%	10%	6%
0813.40-2ex.	サントル(乾燥したもの)	9%	7.5%	4.5%
1103.19-3	ひき割りしたオート及びオートのミール	12%	10%	6%
1103.20-2	オートのペレット	12%	10%	6%
1104.12	オートロールにかけ又はフレーク状にしたもの	12%	10%	6%
1104.22	その他の加工をしたオート(例えば、殻を除き、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの)	12%	10%	6%
1515.90-4-(1)ex.	米油及びその分別物(酸価が0.6を超えるもの)	8.5円/kg	5円/kg	4.2円/kg
1521.90-1ex.	みつろう	12.8%	7.5%	6.4%
1603.00-1	肉エキス及びミートジュース	12%	6.4%	6%
1901.90-2-(2)	麦芽エキス	9%	6%	4.5%
1905.20	ジンジャーブレッドその他これに類する物品	18%	15%	9%
2001.90-1-(1)	パパイヤ、ポポー、アボカド、グアバ、ドリアン、ピリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリア、サントル、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ、レイシ、マンゴー及びマンゴスチン(加糖のもの)(食酢又は酢酸で調製又は保存に適する処理をしたもの)	7.5%	6%	3.8%
2005.40-2-(1)-B	えんどうの調製品(気密容器入り)のもの(容器ともの1個の重量が10kg以下)(さや付きのもの以外のもの)(無糖のもの)(冷凍してないもの)	15%	12%	7.5%
2005.40-2-(2)-B	えんどうの調製品(気密容器入り)のもの(容器ともの1個の重量が10kg以下)以外のもの(さや付きのもの以外のもの)(無糖のもの)(冷凍してないもの)	13.6%	12%	6.8%
2006.00-2	砂糖により調製した野菜、果実、ナット、果皮その他植物の部分(ドレインしたもの、グラッセのもの及びクリスタライズしたもの)(マロングラッセ以外のもの)	18%	12.8%	9%
2008.19-2-(1)-A	カシューナット(いったものを除く)の調製品(パルプ状のもの)(無糖のもの)	10%	8%	5%
2008.19-2-(2)-Bex.	マカダミアナット(いったもの)の調製品(パルプ状以外のもの)(無糖のもの)	5%	3%	2.5%
2008.19-2-(2)-Cex.	カシューナットの調製品(パルプ状以外のもの)(無糖のもの)	10%	6%	5%
2008.40-2-(1)-B	なしの調製品(パルプ状のもの)(気密容器入り)のもの(無糖のもの)	15%	12%	7.5%
2008.40-2-(2)-B	なしの調製品(パルプ状以外のもの)(気密容器入り)のもの(無糖のもの)	10.8%	9.6%	5.4%
2008.50-2-(2)	あんずの調製品(パルプ状以外のもの)(無糖のもの)	12%	9.6%	6%
2008.60-2-(2)	さくらんぼの調製品(パルプ状以外のもの)(無糖のもの)	12%	9.6%	6%
2008.70-2-(1)-A	桃の調製品(パルプ状のもの)(気密容器入り)のもの(無糖のもの)	17%	12%	8.5%
2008.70-2-(1)-B	桃の調製品(パルプ状のもの)(気密容器入り)のもの以外のもの(無糖のもの)	21.3%	12%	10.7%

税番	主な品名	現行		改正案
		実行税率	特惠税率	特惠税率
2008.92-1ex.	ミックスフルーツ、フルーツサラダ及びフルーツカクテル(無糖のもの)	6%	4.8%	3%
2008.99-2-(1)-A-(a)	バナナ及びアボカドの調製品(パルプ状のもの) (加糖のもの)	21%	16.8%	10.5%
2008.99-2-(1)-B-(a)	ベリー及びプルーンの調製品(パルプ状以外のもの) (加糖のもの)	11%	8.8%	5.5%
2008.99-2-(2)-A-(b)ex.	カムカムの調製品(パルプ状のもの) (無糖のもの)	21.3%	3.6%	2%
2008.99-2-(2)-B-(d)ex.	カムカムの調製品(パルプ状以外のもの) (無糖のもの)	12%	3.6%	2%
2101.20-1-(1)	インスタントティー	10%	8%	5%
2102.30	調製したベーキングパウダー	10.5%	10%	5.3%
2104.20	均質混合調製食料品	12%	9.6%	6%
(現行シーリング第35項) 5005.00-2 5006.00-1	絹紡糸系(小売用にしたものを除く。)並びに絹糸、絹紡糸及び絹紡糸系(小売用にしたもの)	4.8%, 7.3%	実行税率×0.2	無税
(現行シーリング第79項) 9502.10 9502.91 9502.99	人形	1.2%, 3.9%	実行税率×0.0	無税
(現行シーリング第80項) 9503.10-1,-2 9503.20-1,-2 9503.30-1,-2 9503.41-1,-2 9503.49-1,-2 9503.50-1,-2 9503.60-1,-2 9503.70-1,-2 9503.80-1,-2 9503.90-1,-2	がん具	0.8~3.9%	実行税率×0.6	無税

- (注) 1.平成14年4月1日時点の輸入統計品目ベースで現行一般特惠対象67品目の特惠税率の引下げ等を行う
現行シーリング第79項に該当する3品目以外の64品目の特惠税率の引下げを行う
現行シーリング第35、79及び80項に該当する31品目については、シーリング枠の撤廃(エスケープ・クローズ品目への移行)を行う
2.税番及び現行実行税率は平成14年4月1日時点のもの。
3.現行税率及び改正税率のいずれにおいても、上記の全品目についてLDCに対しては特惠無税が適用されることとなる。
4.上記文言については、法技術的な観点から今後変更が有りうる。

(別記1) 国別・品目別特惠適用除外措置の適用基準

- 1 国別・品目別特惠適用除外措置の適用基準は以下のとおりとする。
 - (1) 特定の一般特惠対象品目について、一の特惠受益国(後発開発途上国を除く)からの輸入が、2年連続して、以下の基準をいずれも満たす場合、国別・品目別特惠適用除外の対象とする。
 - ① 当該品目について、当該受益国からの輸入額が我が国の総輸入額の50%を上回ること
 - ② 当該品目について、当該受益国からの輸入額が10億円を上回ること
 - (2) ただし、(1)の基準を満たす品目であっても、国内生産の有無その他の国内産業への影響に関する事情を勘案した上で、除外する必要性が認められないものについては、特惠適用除外を行わない。
 - (3) シーリング対象品目については、(1)の基準を満たす場合であっても、特惠適用除外を行わない。
 - (4) 本措置により特惠適用除外となった品目について、(1)の基準が2年連続して満たされなかった場合、当該品目の特惠関税の適用を復活する。

(注) (1)の基準の判定については、各年度において、前々年の輸入統計品目表の細分について、当該年度の前々年までの2暦年の統計による(例えば、平成15年度においては、平成13暦年の輸入統計品目表の細分について、平成12暦年及び13暦年の貿易統計により判定する)。(4)についても同様に判定する。
- 2 本基準の適用による特惠適用除外を最初に実施する場合は、その施行までに相当な周知期間を設けるよう配慮する。
- 3 平成9年12月の関税率審議会答申において定められた国別・品目別適用除外及び国別適用除外の基準も、引き続き適用する。

(別記2) 緊急特恵停止措置の運用基準

関税暫定措置法(以下本基準において「法」という。)第8条の3第1項及び第2項に規定する、緊急特恵停止措置(エスケープ・クローズ)の運用基準は、以下のとおりとする。

一 基本の方針

- 1 緊急特恵停止措置の発動については、産業所管省の要請に応じて調査を行い、その上で発動の要否を判断する。
- 2 一般特恵税率の適用による開発途上国からの輸入増加に対しては、法第8条の3第1項に規定する措置(一般特恵停止措置)により対処し、LDC(後発開発途上国)特恵税率の適用によるLDCからの輸入増加に対しては、法第8条の3第2項に規定する措置(LDC特恵停止措置)により対処する。一般特恵とLDC特恵の両者が相まって国内産業に影響を与えているような場合は、これらの措置を同時に発動することも認められる。
ただし、開発途上国の中でもLDCに対しては一層の支援を要することに鑑み、LDC特恵停止措置の発動は特に必要な場合に限るよう配慮する。
- 3 緊急特恵停止措置は、セーフガードと同様、緊急的な関税引上げを内容とするものであるが、セーフガードは国際協定及び国内法に基づき、一般税率を超えて関税率を引き上げる措置であるのに対し、緊急特恵停止措置は、国内法に基づき、特恵税率を一般税率に戻すに止まる措置であること等の相違があることに留意する。

二 調査に係る指針

1 調査の開始

産業所管省は、特恵対象物品について、

- (1) 直近の貿易統計等から、特恵受益国からの輸入が急増していると認められること
- (2) 国内の販売価格、生産状況、販売状況等から、当該物品又は直接競合する物品を生産する国内産業の損害又はそのおそれが見込まれること
- (3) 当該物品について、我が国の総輸入額に占める特恵受益国からの輸入シェアが十分に高い、又は高まりつつあること

等の状況に鑑み、特恵停止措置に係る調査が必要と判断した場合は、その判断の根拠となる資料を提供した上で、調査開始を財務省に要請する。要請を検討した結果、調査の開始が必要と認められる場合は、財務省は産業所管省と協力し、調査を開始する。

調査の対象物品は、原則として輸入統計品目表上の細分（9桁分類）により指定するが、事例に応じ、当該物品の輸入が国内産業に与える影響を判断するためにより適当な方法がある場合は、それによる。

2 調査開始の公表

調査を開始した場合は、以下のような事項を財務省ホームページ等で公表する。

- (1) 調査の開始
- (2) 調査の対象物品及びその主な輸入国
- (3) 下記3の意見・情報の提出方法

3 調査の方法

調査に際しては、入手可能な統計資料を分析するほか、対象物品又はそれと競合する物品の主要な生産者、輸入者、利用者及び消費者等（又はこれらの団体）に意見・情報の提供を求める。また、必要に応じて、これらの者・団体へのヒアリングを行う。

4 調査の終了

調査は、調査の開始を公表した後、原則として2か月以内、最長でも3か月以内に終了し、結論を出す。

調査が終了した場合、以下のような事項を速やかに財務省ホームページ等で公表する。

- (1) 調査の結論及びその理由の概要
- (2) 緊急特惠停止措置を発動する場合、その対象物品・対象国
- (3) 緊急特惠停止措置を発動する場合、その施行時期及び発動期間の見込み

三 発動に係る指針

1 発動要件の判断基準

(1) 輸入の増加

一般特惠停止措置については、

- ① 一般特惠適用輸入の増加
- ② 一般特惠適用輸入の国内市場占拠率の増加

を併せて勘案する。

LDC特惠停止措置については、

- ① LDC特惠適用輸入の増加
- ② LDC特惠適用輸入の国内市場占拠率の増加

を併せて勘案する。

一般特惠輸入の増加とLDC特惠輸入の増加は区別して評価することを原則とするが、必要に応じ、両者を併せて、総合的にその増加を判断する。

(2) **国内産業の損害**

以下のような事項を総合的に勘案する。

- ① **輸入品及び国産品の販売価格**
 - ② **国内産業の生産に関する状況**
- (3) **特惠適用輸入と国内産業の損害との因果関係**
以下のような事項を総合的に勘案する。
- ① **一般特惠適用輸入とLDC特惠適用輸入のそれぞれが国内産業に及ぼす影響（必要に応じ、両者相まって国内産業に及ぼす影響）**
 - ② **特惠適用輸入以外の輸入の影響**
 - ③ **その他、国内産業の損害に影響を及ぼしうる要因**

以上の事項に関する調査の結果、その対象となる物品について、

- (i) **特惠適用輸入が増加していること**
 - (ii) **当該物品又は直接競合する物品を生産する国内産業に損害又はそのおそれが生じていること**
 - (iii) **(ii)の状況が、(i)の影響により生じていること**
- が認められた場合は、特惠停止措置を発動すべく、速やかに政令制定作業を進める。

2 発動期間

措置の発動期間は、原則として6か月以内とする。ただし、発動後の輸入動向、国内産業の状況等に鑑み、延長が必要と判断される場合は、当初の発動期間と合わせて、最長1年以内の範囲で延長できる。

3 本審議会への報告

調査及び措置の発動に係る状況は、調査開始後又は措置の発動後、最初に開催される本審議会において報告する。